社労士ニュース 平成 26 年 6月 20日(金) 2014年 6月号発行

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決 河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士 (特定社会保険労務士) 河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

「社長!!」

「従業員に、生活習慣病予防検診を受けさせることと定期健康診断を実施することとは、違いますよ。!」

現在、各事業所に、協会けんぽから平成26年度(2014年4月~2015年3月)の生活習慣病予防健 診のご案内と言うパンフレットが届いています。

趣旨は、事業主や従業員の健康の保持・増進のため健診と健康づくりの支援のためということです。

この検診の実施要項を私なりにまとめると以下の様になります。

- 1. 被保険者の方が対象です。それも35歳以上74歳以下の受診対象制限があります。
- 2. 検査の内容は、①診察等(問診、視診、聴打診などを実施)、②身体計測、③血圧測定、④尿検査、⑤便潜血反応検査、⑥血液検査、⑦心電図検査、⑧胸部レントゲン検査 それに、**⑨胃部レントゲン検査(これが、定期健康診断の検査項目にはない。**)
- 3. 費用は、9項目の総額が18,522円ですが、協会けんぽから62%の補助がありますので自己負担額は18,522×0.38=7,038円で済みます。
- 4. 申し込みは、事業所単位で、事業主は、各労働者に受診を受けるかどうかをまず聞き、その上で、 健診を受ける日や健診機関名を聞いたのちに、埼玉県の協会けんぽに申し込みます。
- 5. 検査当日、各労働者等は、保険証の持参の義務があります。
- 6. 実施回数は、お一人様1回限りの補助です。
- 7. 健診結果は、個人ごとに送付されます。

ここで、事業主は、協会けんぽのパンフレットを見た場合に、次のように考えると思われる。 毎年実施している労安法第 66 条に規定している定期健康診断の検査項目と今回の生活習慣病予 防健診の検査項目、それに実施費用を比較すると、予防健診の方は、定期健診よりも⑨だけ多い、 それに、定期健康診断は、事業主の全額負担(だいたい一人当たり 12,000 円位かかる)である ことに対して、予防健診の方は、労働者の自己負担が、7,038 円であるが、それを事業所負担に すれば、会社として毎年の定期健康診断が安く実施できる。ということで、

労働者に予防健診を受けさせよう。ということです。

ここに、事業主=社長の考えの間違えがあります。つまり、定期健康診断を実施すると、労働者の健康診断の結果は事業所と労働者の双方に行きます。なぜ、事業所に各労働者の診断結果が行くかと言いますと、会社には労働者に対して安全配慮義務があるからです。一方、生活習慣病予防健診結果は、個人のみに行きます。費用は、各個人が負担しますから当然のことです。仮に事業主がその費用を負担したとしても、ただ支払ったということだけのことです。つまりこの健診結果は、労安法第66条に規定している定期健康診断には流用できないと考えてください。